

さ情審査答申第104号  
平成25年10月21日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成24年11月19日付けで貴職から受けた、「2012年2月市議会へ請願のあった調公園内の平和モニュメント「平和の灯」上部に生えているぺんぺん草の除去等を求めた件（「請願文書表」のうちNo.22）について、都市公園課としてどのように対応したのか、その詳細がわかるもの」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成24年5月2日付け都計都公第421号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った不開示決定は、妥当である。

#### 第2 異議申立人の主張の要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取消し、不開示情報の開示を求めるものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 理由提示義務を懈怠した瑕疵がある。
- (2) 不存在は違法、不当。不存在の真否を争う。不存在の当否を争う。
- (3) 議会請願は重く、その処理は慎重を要するはずである。

#### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関（以下本件処分に係る所管課として「都市公園課」という。）は、おおむね以下のとおり説明している。

1 平成24年2月議会における請願番号第22号について

平成24年2月さいたま市議会総合政策委員会において、請願第22号「さいたま市長に対し、浦和区内の調公園の中に建立されている平和モニュメント「平和の灯」につき、その上部平面に生えているぺんぺん草や側面目地の苔類を速やかに除去するとともに、破損タイルを修復し、旧浦和市時代の当初の平和事業を再開できる美しい状態に早急に復元すべきよう求める件」が提出された。

2 本件処分の妥当性について

公園施設の維持管理に係る業務は、都市公園課の所掌事務に当たらないため、上記の請願を受けて、当該公園の管理を所掌している南部都市・公園管理事務所管理課（以下「管理課」という。）に当該モニュメントの状況を確認するとともに、ぺんぺん草等の除去を速やかに行うように、口頭で対応を依頼した。

本件のような公園施設の清掃や軽微な修繕など早急に対応可能なものについては、都市公園課と北部及び南部都市・公園管理事務所管理課との間において、口頭によりやり取りを行うため文書は存在しない。公園施設の維持管理に関する要望は、要望手法に関わらず、所管課である北部及び南部都市・公園管理事務所管理課と指定管理者が適切な対応を行うこととなっている。また、本件要望は都市公園課の所掌事務に当たらないため、議会請願ではあるが、特別な事務処理を行っていない。したがって本件対象行政情報は存在しないため、不開示の決定をしたものである。

#### 第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、平成24年2月市議会定例会に本件異議申立人外1名により提出された前記の請願について、都市公園課としてどのように対応したのか、その詳細が分かるものである。

本件請願は、平成24年2月17日開催の総合政策委員会において審議され、同年同月20日の同委員会で不採択の採決、同年3月16日の本会議において、同委員会委員長報告のとおり不採択の決定がなされた。本件請願の不採択の主たる理由は、同委員会議事録で確認したところ、本件請願にある指摘を受け、既に執行部関係課において対応しているということから願意は達成されていると認められるというものである。

都市公園課は、本件請願の内容について、総務局総務部総務課（以下「総

務課」という。)から口頭による連絡を受けて、当該公園の維持及び管理業務を所管している管理課に対して当該モニュメントの状況を確認するとともに、ペンペン草等の除去を速やかに行うよう口頭でそれらの対応を依頼し、文書の作成又は入手はしていないことから、本件行政情報開示請求に対し、本件対象行政情報不存在による不開示決定を行ったところ、不存在は違法、不当であり、理由提示義務を懈怠した瑕疵があるとして、本件処分取消しと開示を求め異議申立てを行ったものである。

## 2 本件処分の妥当性について

### (1) 公園の維持管理及び修繕について

さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年3月31日さいたま市規則第87号）第4条都市局都市計画部北部都市・公園管理事務所及び南部都市・公園管理事務所の項第10号によれば、「公園、緑地等の維持管理及び修繕（他の所管に属するものを除く。）に関すること。」は、都市局都市計画部北部及び南部都市・公園管理事務所管理課の所管となっている。また、さいたま市事務分掌規則（平成15年3月31日さいたま市規則第86号）第10条都市局都市計画部都市公園課の項第5号によれば、都市公園課は、北部及び南部都市・公園管理事務所管理課の「公園に係る連絡調整に関すること。」を所管している。本件請願に係る調公園は、管理課の所管である。

### (2) 本件対象行政情報の不存在について

都市公園課の説明によれば、本件請願に係るもののうち、公園施設の清掃や軽微な修繕など早急に対応可能なものについては、都市公園課と管理課との間において、口頭により、やり取り（連絡調整）を行うため、文書によるやり取りは行っていないという。また、本件請願に関し、総務課（平和推進に関することを所管している。）からは前述のとおり、公園の維持管理に関する対応について口頭で連絡を受けているため、文書によるものではないという。

公園の維持管理等に対する市民等からの要望書等も所轄の北部又は南部都市・公園管理事務所管理課に転送し、特に指示するような文書を添付することはなく、必要な事項は口頭で伝えるとともに、当該要望書等に対する対応について文書で報告を受けることもしていないという。

なお、調公園の清掃業務は、公益財団法人さいたま市公園緑地協会が指定管理者として行っている。

以上のとおり、都市公園課の説明に不自然な点はなく、本件行政情報開示請求に対応する文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないことから、不存在と認めるのが相当である。

異議申立人のその余の主張については、当審査会の上記判断に影響を及ぼすものではないので言及しない。

(3) 異議申立人の本件処分について理由提示義務を懈怠した瑕疵があるとの主張については、本件行政情報不開示決定通知書に開示しない理由を具体的に記載していることから、条例に規定されている理由付記義務に違反しているとは認められない。

3 以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てに理由がないので、前記第1のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成24年11月19日	諮問の受理
②	同 年 12月17日	実施機関から理由説明書を受理
③	平成25年 2月21日	審議
④	同 年 8月 1日	審議
⑤	同 年 9月19日	実施機関からの意見聴取
⑥	同 年 10月17日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)